

健康対策の概況

1 結核・感染症（統計表 17）

1 結核

当県における結核の現状は、令和 6 年の新登録患者数は 103 人、罹患率 4.9（全国 8.1）、令和 6 年末の結核登録者数は 223 人、登録率 10.6（全国 17.4）、有病率 3.1（全国 5.4）となっている。（率はいずれも人口 10 万対）

また、令和 6 年度の結核医療費の公費負担分は、件数において、前年度比 78.6% の 831 件、金額では、前年度比 51.0% の 4,895 千円となっている。（表 17 - 7 - 2）

2 感染症

感染症発生動向調査（サーベイランス）として、全数把握対象疾患である 87 疾患と、5 類感染症定点把握対象疾患である 27 疾患及び疑似症の発生情報の収集、解析並びに評価を行った。

なお、県下 89 の医療機関を患者定点（110 定点）及び病原体定点（5 定点）に指定している。

2 特定疾患・指定難病・原爆被爆者（統計表 18）

1 特定疾患・指定難病

原因が不明で治療方法の確立していないいわゆる難病のうち、5 疾患は特定疾患として、338 疾患については指定難病として、患者の医療費の負担軽減を図っている。

対象患者は令和 6 年度末では 17,809 人となっている。

対象患者の特に多い疾患は、潰瘍性大腸炎 2,633 人（14.8%）、パーキンソン病 2,438 人（13.7%）、全身性エリテマトーデス 1,139 人（6.4%）、クローン病 748 人（4.2%）、脊髄小脳変性症（多系統萎縮症を除く）573 人（3.2%）などである。（表 18 - 1 - 1、2）

2 小児慢性特定疾病

児童の健全育成やその治療の確立と普及を図るため、16 疾患群 788 疾病については、小児慢性特定疾病として、患者家庭の医療費の負担軽減を図っている。

対象患者は令和 6 年度末では 980 人となっている。

対象患者の特に多い疾患は、悪性新生物 173 人（17.7%）、神経・筋疾患 168 人（17.1%）、慢性心疾患 138 人（14.1%）である。（表 18 - 2）

3 原爆被爆者

原子爆弾被爆者は、病気やけがにかかりやすく治りにくいという健康上特殊な状態におかれている。このような被爆者の救済のため、医療の給付や各種手当を支給している。

令和 6 年度末の被爆者手帳所持者数は 43 人である。（表 18 - 3）

4 肝炎患者

B型及びC型ウイルス性肝炎のインターフェロン治療、核酸アナログ製剤治療及びインターフェロンフリー治療に係る医療費を助成することにより、肝炎患者の治療を促進し、肝硬変及び肝がんの予防及び肝炎の感染防止を図っている。

令和6年度の肝炎治療受給者数は、1,364人となっている。(表18-4)

さらに、平成30年12月から、肝がん・重度肝硬変に対する入院医療費の助成を開始した。令和6年度の事業参加者数は11人となっている。(表18-5)

3 母子保健(統計表19)

当県の母子保健対策は、結婚前から妊娠、周産期、新生児、乳幼児期を通じて一貫した体系のもとに総合的に進められている。

1 妊娠届出及び母子健康手帳発行状況

妊娠届出は、母子健康手帳の交付をはじめとする母子保健対策の出発点であることから、早期届出を勧めているが、令和6年度の妊娠11週以内の届出率は96.0%となっている。(表19-1)

2 妊産婦及び乳幼児の健康診査、保健指導状況

妊産婦死亡の減少を図るとともに、未熟児等の出生を予防し、乳幼児の疾病予防と早期発見及び健全育成を図るために、市町村において妊産婦及び乳幼児の健康診査・保健指導を実施している。幼児健康診査の受診率は、1.6歳児健康診査では98.0%、3歳児健康診査は98.1%となっている。(表19-2~5、19-8)

3 新生児マス・スクリーニング検査

放置すると知的障害等の症状を発現する先天性代謝異常及び先天性甲状腺機能低下症の早期発見・早期治療を図るため、新生児に対し、血液によるマス・スクリーニング検査を実施した。(表19-6、19-7)

4 療育指導実施状況

乳幼児健康診査等で異常や疾病の疑いのある乳幼児に対して早期に適切な療育上の指導を行うため、療育相談を実施している。令和6年度は延211人に対し療育相談を行った。(表19-9)

5 家族計画と母子保健に関する啓発普及

広く母子保健に関する啓発普及を行っている。(表19-10)

4 歯科保健(統計表20)

歯・口腔が健康であることは、生活習慣病予防や寝たきり予防、ひいては全身の健康へとつながる。新潟県歯科保健推進条例に基づき、障害の有無やライフステージに関わらず、全ての県民が生涯にわたり歯・口腔の健康を保つことを目的に、総合的な施策を推進している。

1 妊産婦及び乳幼児の歯科健康診査実施状況

妊産婦歯科健診を実施している市町村は、令和6年度末現在で30市町村中30市町村であり、妊産婦の一人平均むし歯数は5.74本であり、前年度より0.14本減少した。(表20-1)

3歳児(乳歯)のむし歯有病率は4.4%、一人平均むし歯数は0.12本であり、減少傾向である。(表20-2)

2 乳歯及び永久歯のむし歯有病状況

5歳児(乳歯)のむし歯有病率は16.9%、一人平均むし歯数は0.62本であり、年々減少している。(表20-3)

12歳児(永久歯)のむし歯有病率は10.5%、一人平均むし歯数は0.20本であり、減少傾向である。(表20-4)

17歳(永久歯)のむし歯有病率は22.8%、一人平均むし歯数は0.65本であり、減少傾向である。(表20-4)

5 健康増進事業(統計表21)

健康増進法に基づく健康増進事業(健康手帳、健康教育、健康相談、訪問指導、歯周疾患検診、骨粗鬆症検診、肝炎ウイルス検診、健康増進法施行規則第4条の2第4号に定める健康診査及び同施行規則第4条の2第5号に定める保健指導、がん検診)は、市町村の積極的な取組と、地域医師会等関係者の協力並びに保健所の支援により実施されている。

健康増進法施行規則第4条の2第4号に定める健康診査の受診者数は、1,700人であった。(表21-2-1(1)~(3))

がん検診は、胃がん・子宮がん・肺がん・乳がん・大腸がん検診が全市町村で実施されている。また、前立腺がん検診は28市町村で実施されている。(表21-2-4(1)~21-2-9)

なお、歯周疾患検診は全市町村、骨粗鬆症検診は19市町村、肝炎ウイルス検診(健康増進事業として実施したものに限り)は29市町村の実施であった。(表21-2-2(1)、21-2-3)

6 栄養改善・健康増進指導(統計表22)

1 健康増進指導状況

個別栄養指導の被指導延人員は473人(うち病態別指導実施なし)である。集団指導の被指導延人員は栄養指導が4,150人(うち病態別指導は2.7%)、運動指導は1,468人(うち病態別指導実施なし)である。

特定給食施設及びその他の給食施設に対する指導延施設数は、438施設である。喫食者への栄養・運動指導延人員は1,565人である。(表22-1)

2 栄養教室修了者及び食生活改善推進委員数

栄養教室修了者は170人で昭和39年度からの累計は35,851人である。このうち、食生活改善推進委員として活動している者は2,519人である。(表22-2)

3 栄養士就業者数

就業栄養士数は2,627人である。在宅栄養士として保健所及び市町村等の業務に従事している者は146人である。(表22-3-1)

4 栄養士免許交付数

栄養士免許交付数は令和6年度では191件で、累計では13,567件である。(表22-3-2)

5 調理師免許交付数及び調理師試験実施状況

調理師免許交付数は令和6年度では257件で、累計では84,756件である。(表22-4-1)

調理師試験の出願数は令和6年度では331人で、合格者数は204人である。(表22-4-2)

6 令和5年県民健康・栄養実態調査

904人(満1歳以上)を調査客体とした。栄養素等摂取量をみると、1日当たりの食塩摂取量は9.9g、脂肪からのエネルギー摂取割合は27.6%であった。また、食品群別摂取量をみると、1人1日当たりの野菜類は283.7g、果物類は108.7gであり、全国値と比べて多かった。(表22-5)

7 給食施設数

特定給食施設とその他の給食施設の合計施設数は2,619施設である。このうち、管理栄養士又は栄養士のいる施設は1,321施設で、栄養士配置率は50.4%である。(表22-6-1)

8 管理栄養士必置特定給食施設指定数

健康増進法第21条第1項の管理栄養士を置かなければならない該当施設は39施設、うち指定施設は39施設(100%)である。(表22-6-2)

9 健康運動指導士数

昭和63年度から(公財)健康・体力づくり事業財団で養成を開始し、資格保有者は339人(行政機関68人、その他271人)である。(表22-7)

10 健康運動実践指導者数

平成元年度から(公財)健康・体力づくり事業財団で養成を開始し、資格保有者は347人(市町村32人、その他315人)である。(表22-8)

生活衛生の概況

1 食品衛生（統計表 23）

1 食品関係営業施設数、監視数等

県内の食品関係営業施設数は、令和 6 年度末現在、旧食品衛生法による営業許可 7,829 施設、改正食品衛生法による営業許可 21,851 施設、食品衛生法による営業届出 20,803 施設である。

また、これらの施設に対し食品衛生監視員が延 13,277 件の監視指導と延 650 件の食品の収去検査を実施し、延 8 件の行政処分等が行われた。（表 23 - 1、表 23 - 4）

2 食品安全広域監視班活動状況

県下 4 班の食品安全広域監視班により、危害発生頻度の高い業種、また、食品による健康被害発生時の影響が大きい大規模施設や広域流通食品の製造施設等を対象に、高度化する食品の製造加工技術と複雑化する流通並びに増加する輸入食品に対応した延 64 件の監視指導と、延 498 件の食品の収去検査を実施した。（表 23 - 2）

3 食中毒発生状況

令和 6 年の食中毒の発生は 22 件、患者数 240 人であった。（表 23 - 3）

2 食肉衛生検査（統計表 24）

1 と畜検査頭数の状況

前年度に比べ牛及び豚の検査頭数は減少し、と畜合計で前年度から 16,885 頭減の 414,978 頭の検査を実施した。（表 24 - 1、表 24 - 2）

2 食鳥検査羽数の状況

検査対象施設は県内に 2 か所あり、ブロイラー（肉用鶏）処理施設及び成鶏（採卵鶏）処理施設が各 1 か所ある。前年度に比べブロイラーの検査羽数と成鶏の検査羽数は減少し、合計では前年度比 6.4% 減の 10,840,497 羽の検査を実施した（表 24 - 1）

3 営業指導（統計表 25）

1 生活衛生関係営業施設数等

生活衛生関係営業とは、食品関係の営業（1 食品衛生を参照）、旅館業、公衆浴場業、映画館などの興行場営業、理容業、美容業及びクリーニング業をいい、保健所別の当該施設数は、表 25 - 1 のとおりである。

営業関係施設総数は、令和 6 年度末現在では 25 施設（対前年度比 0.2%）増加し、12,742 施設となっている。

旅館業については、旅館・ホテル営業が 9 施設（同 0.5%）増加し 1,926 施設、簡易宿所営業が 32 施設（同 13.0%）増加し 279 施設となっている。

公衆浴場業については、一般公衆浴場（いわゆる銭湯）は、1 施設（同 4.0%）減少

し 24 施設となっている。

興行場営業については、2 施設（同 2.5%）減少し 77 施設となっている。

クリーニング業については、40 施設（同 3.5%）減少し、1,117 施設となっている。

理容業については、36 施設（同 1.2%）減少し 3,056 施設、美容業については 56 施設（同 1.0%）増加し 5,659 施設となっている。

また、当該営業施設の監視指導を実施しているが、年間 1 施設当たり監視回数は、令和 5 年度 0.10 回に対し、令和 6 年度も同様に 0.10 回であった。なお、改善指示率は令和 5 年度 1.5% に対し、令和 6 年度は 1.4% であった。（表 25 - 2）

2 クリーニング師の資格試験

クリーニング師は、衛生に関する専門的な知識及び技術が要求され、関係業務を行うためには、県知事の行う試験に合格し、県知事から免許の交付を受けなければならない。免許交付数は、令和 5 年度 12 件に対し令和 6 年度は 9 件となっている。（表 25 - 3）

3 日本政策金融公庫の融資

県が推薦を行う一般貸付については、令和 6 年度は令和 5 年度に比べ、件数で 7 件（対前年度比 30.4%）増加し、金額では 251,500 千円（同 115.2%）増加し、30 件 469,870 千円となった。（表 25 - 4）

4 水道（統計表 26）

1 水道普及状況

県内の水道事業数は令和 6 年度末現在、上水道 25（市町村営 24、一部事務組合営 1）、簡易水道 141（公営 131、公営以外 10）となっている。また、専用水道（自己水源のみ）の数は 49 となっている。（表 26 - 1）

令和 6 年度末現在の県内の給水人口は 2,071,530 人で、県内総人口に対する割合（水道法に基づく施設での普及率）は 99.5% となっている。（県条例による小規模水道（給水人口 30 人以上）の給水人口 923 人を含めると普及率 99.6% となる。）

水道種類別の給水人口は、上水道 1,990,072 人（小規模水道を含む県内総給水人口に占める割合が 96.0%）、簡易水道 78,826 人（同 3.8%）、専用水道 2,632 人（同 0.1%）、小規模水道 923 人（同 0.0%）と、上水道が圧倒的に多くなっている。

水道の普及率を市町村別・保健所別にみると、平野部では県全体の普及率より高いところが多いが、山間地をかかえる市町村においては、低いところも見受けられる。

2 貯水槽給水施設の立入検査状況

貯水槽等を用いた給水施設については、指導要綱を制定し、水道法の規制を受ける簡易専用水道も含めて、衛生的で安全な飲料水の供給が行われるよう指導している。

（表 26 - 2）

5 環境衛生（統計表 27）

1 墓地等の施設数

県内の墓地等の施設数は墓地 28,396 施設、火葬場 37 施設、納骨堂 69 施設である。
（表 27 - 1）

2 化製場等施設数

県内の化製場は 10 施設、死亡獣畜取扱場は 2 施設、畜舎及び家きん舎は 55 施設である。また、これらの施設における死亡獣畜又は家畜もしくは家きんの取扱いを適正処理するよう指導している。（表 27 - 2）

3 有害物質を含有する家庭用品の検査状況

家庭用品には多数の化学物質が使用されているが、これに伴う健康被害を防止するため、買い上げ試験検査 32 件を実施した。基準に違反するものはみられなかった。（表 27 - 3）

4 建築物の環境衛生

多数の者が使用、又は利用する建築物は、年々増加しているが、建築物における衛生的環境の確保に関する法律に規定される「特定建築物」における快適な居住環境を保持するには、「建築物環境衛生管理基準」に基づいて適正な維持管理をする必要があるため、特定建築物に立入りを行い、所有者等に適正な維持管理を指導した。（表 27 - 4）

また、建築物の環境衛生上の維持管理を専門に行う事業で、登録基準（登録要件）を満たす者については、申請により知事登録を行っている。（表 27 - 5）

6 動物愛護管理（統計表 28）

1 犬の登録頭数等

令和 6 年度の犬の登録原簿頭数は 79,823 頭となっており、前年度より 2.2% 減少となった。登録原簿頭数に対する狂犬病予防注射頭数の割合は 86.2% となっている。（表 28 - 1）

2 犬・猫の保護収容頭数

迷い犬等の抑留頭数は 96 頭（前年度比 5.0% 減）、負傷動物の保護頭数は犬 1 頭（前年度 1 頭）、猫 139 頭（前年度比 15.8% 減）、飼い主不明の犬猫及び飼い主等からの引取り頭数は犬 25 頭（前年度比 30.6% 減）、猫 988 頭（前年度比 11.3% 減）となっている。（表 28 - 1、表 28 - 2、表 28 - 3、表 28 - 4）

3 咬傷事故調査状況

咬傷事故の調査を行い再発防止に取り組んでいる。咬傷事故の件数は 79 件だった。（表 28 - 5）

4 苦情の処理状況

犬・猫に関する苦情等の処理は 2,067 件となっている。保健所、動物保護管理センター、動物愛護センターにおいて関係法令に基づき適正飼育の指導取締りを実施している。

(表 28 - 6)

5 第一種動物取扱業登録状況

県内の第一種動物取扱業の施設数は 646 施設となっている。保健所、動物保護管理センター、動物愛護センターでは、動物取扱業者に対して適正な動物の取扱いについて普及啓発に取り組んでいる。(表 28 - 7)

6 特定動物の飼養(保管)の状況

特定動物とは、クマ・ニホンザル等、人の生命・身体・財産に害を与えるおそれのある動物をいうが、県内の飼養(保管)の状況は、21 施設、85 頭(匹)である。(表 28 - 8)

7 公害保健(新潟水俣病対策)(統計表 29)

水俣病患者の救済措置として、県と新潟市では「公害健康被害の補償等に関する法律」に基づき、健康被害を受けた方の認定業務を行っており、令和 6 年度末における認定申請の処理状況は、申請 2,423 件(取下げ等を除く)、そのうち認定 716 件、棄却 1,635 件となっている。(表 29 - 1)

認定申請は、昭和 48 年度をピークに、その後年々減少していたが、平成 16 年 10 月の関西訴訟最高裁判決を契機に認定申請者が増加し、平成 18 年度には 22 年ぶりに 2 名が認定され、その後の認定は、毎年 0 名から 3 名で推移してきた(平成 25 年度から 26 年度は処分がなかった)。平成 29 年度は、新潟水俣病抗告訴訟東京高裁判決を受け 9 名が認定された。(表 29 - 2)

認定患者に対しては、原因企業である昭和電工(株)(現・(株)レゾナック・ホールディングス)が、患者側との間で締結した協定に基づいて補償を行っており、県と新潟市においては、保健師等が患者の家庭を訪問して、健康状態を把握し保健指導を行っている。

このほか、水俣病総合対策医療事業により、認定患者のほかにも一定の症状を有する方等に対し療養費などを支給している。加えて、平成 21 年からは「新潟水俣病地域福祉推進条例」を施行し、県独自に「新潟水俣病患者」を定義し、新潟水俣病福祉手当を支給している。

障害福祉の概況

1 障害者数（統計表 30,32）

1 身体障害者

令和 6 年 4 月 1 日現在の身体障害者数は 84,065 人で、前年度に比べ 2.1% 減少している。そのうち 18 歳未満は 987 人（1.2%）である。

障害の種類別では、肢体不自由が 43,135 人（51.3%）と多数を占めている。（表 30 - 1）

2 知的障害者

令和 6 年 4 月 1 日現在の知的障害者数は 21,771 人で、前年度に比べ 2.5% 増加している。そのうち 18 歳未満は 4,532 人（20.9%）である。

障害の程度別では、重度者が 7,486 人（34.4%）、中軽度者は 13,842 人（63.6%）となっている。

また、知的障害者のうち、療育手帳の所持者割合は 94.5% である。（表 30 - 2）

3 精神障害者

令和 6 年度末現在の精神障害者数は 32,870 人で、前年度に比べ 0.1% 減少している。

病類別では、多い順から統合失調症 8,653 人（26.3%）、うつ病躁うつ病 7,939 人（24.2%）、神経症性・ストレス関連及び身体表現性障害 5,348 人（16.3%）となっている。（表 32 - 1 - 1、32 - 1 - 2）

また、令和 6 年度末現在の精神障害者保健福祉手帳所持者は 26,095 人と、前年度に比べ 6.9% 増加している。障害等級別では、1 級が 1,726 人（6.6%）、2 級が 22,267 人（85.3%）、3 級が 2,102 人（8.1%）となっている。（表 32 - 7）

2 障害福祉サービス事業所等の状況（統計表 31 - 1、31 - 2）

令和 6 年 4 月 1 日現在の県内における障害福祉サービス事業所等は、日中活動系サービス 692 事業所、居住系サービス 237 事業所（施設）、障害児入所施設 10 施設、障害児通所支援 361 事業所（施設）である。（表 31 - 1、31 - 2）

3 知的・身体障害者（児）の更生援護（統計表 31）

1 重度心身障害者医療費助成状況

令和 6 年度の助成件数は 757,128 件、助成額は 2,572,451 千円であり、1 件当たりの助成額は前年度に比べ減少した。（表 31 - 3）（政令市を除く前年度比）

2 身体障害者の自立支援医療費（更生医療）支給決定状況

令和 6 年度の公費負担額総額は、1,531,075 千円で前年度比 4.1% の減であった。

そのうち、じん臓機能障害が 1,453,183 千円で全体の 94.9%を占めている。(表 31 - 4)

3 特別児童扶養手当受給状況

令和 6 年度末の受給世帯数は 5,275 世帯、対象障害児童数は 5,763 人である。(表 31 - 6)

4 身体障害者・児の補装具費支給決定状況

令和 6 年度の身体障害者・児に対する補装具費の支給件数は、補聴器 1,505 件、装具 964 件、車いす 1,190 件となっている。(表 31 - 7)

4 精神保健福祉(統計表 32)

1 精神障害者入院患者数

令和 6 年度末現在で 4,977 人と、前年度に比べ 2.0%減少している。
病類別では、多い順から統合失調症が 2,235 人(44.9%)、器質性精神障害 1,639 人(32.9%)、うつ病躁うつ病 531 人(10.7%)となっている。(表 32- 2)

2 稼働精神科病床数

令和 6 年度末現在で 5,682 床と、前年度に比べ 0.5%減少している。
また、病床利用率は 88.4%と、前年度に比べ 1.3 ポイント減少している。(表 32 - 3)

3 措置入院患者数

令和 6 年度末現在で 23 人と前年度に比べて 23.3%減少している。
人口万対措置入院患者数は 0.11 と、前年度に比べ 0.03 ポイント減少している。(表 32 - 4)

4 精神保健診察申請等の処理状況

令和 6 年度末現在で申請・通報件数は 308 件(前年度から 35 件減少)、そのうち措置該当件数は 90 件(前年度から 22 件減少)であり、措置該当率は 29.2%と前年度に比べ 3.5 ポイント減少した。(表 32 - 5)

5 自立支援医療費(精神通院医療)公費負担件数

令和 6 年度末現在で 41,582 人と、前年度に比べ 1.6%増加している。(表 32 - 6)

児童家庭の概況

1 児童相談所、児童福祉施設（統計表 33）

1 児童相談所の状況

児童福祉法第 12 条の規定による児童相談所は、児童福祉法が施行された昭和 23 年に県内に初めて中央児童相談所が設置され、現在は同所も含めて 5 か所設置されている。

また、平成 19 年度から新潟市児童相談所が新たに設置されたため、県内で合計 6 か所設置されている。

令和 6 年度の相談総数は 5,407 件（対前年比 95.2%、271 件減）で、相談種別では、児童虐待等の養護相談が 3,201 件（59.2%）、心身障害関係の相談が 1,619 件（29.9%）、性格行動等の育成相談が 396 件（7.3%）である。（表 33 - 1）

受付経路としては、市町村が最も多く 31.9%、次いで家族・親戚で 21.7%、警察等が 21.1%、また学校が 6.3%、児童本人が 1.5%である。（表 33 - 1）

処理状況としては、面接指導が他機関あっせんも含めて 95.9%で、児童福祉法第 27 条第 1 項第 3 号または第 2 項による児童福祉施設入所措置や里親委託等を要するケースが 1.4%である。（表 33 - 2）

児童福祉法第 33 条の規定に基づく一時保護の状況は、令和 6 年度の延べ保護児童数は 5,892 人である。児童虐待等の養護相談ケースが最も多く 78.5%、次いで非行相談ケース 15.0%、育成相談ケース 6.5%となっている。（表 33 - 3）

2 児童福祉施設の状況

県内に設置されている児童福祉施設のうち、乳児院は 2 か所（うち 1 か所は新潟市所管）、児童養護施設は 5 か所（うち 1 か所は新潟市所管）、児童自立支援施設は 1 か所となっている。（定員数 283 人）（表 33 - 4）

令和 6 年度の児童福祉施設の入所数は、25 人（対前年 8 人減）である。（表 33 - 5）

2 母子等福祉（統計表 34）

1 母子父子寡婦福祉資金貸付決定状況、償還状況

令和 6 年度の母子福祉資金貸付金は、貸付決定件数（継続貸付を含む。）192 件、資金交付額 129,449 千円、父子福祉資金貸付金（平成 26 年度貸付開始）は、貸付決定件数（継続貸付を含む。）18 件、資金交付額 13,007 千円、寡婦福祉資金貸付金は、貸付決定件数（継続貸付を含む。）3 件、資金交付額 2,694 千円である。（表 34 - 1、34 - 2、34 - 3）

償還状況は、元金のほか利子、違約金を含む状況である。（表 34 - 4、34 - 5、34 - 6）

2 児童扶養手当受給状況

児童扶養手当の受給世帯は、令和7年3月末で11,343世帯である。

受給要件別世帯では、離婚による母子世帯、父子世帯がそれぞれ9,194世帯(81.1%)、546世帯(4.8%)、未婚母子世帯が1,161世帯(10.2%)となっている。(表34-7)

3 ひとり親家庭等医療費助成状況

助成対象者数は、令和7年3月末で7,654世帯、18,907人である。(表34-8)

保育・子育て支援の概況

1 保育所等（統計表 35）

1 保育所等の状況

県内の保育所等数は、令和 6 年 4 月 1 日現在、公立 312 か所（対前年比 4.3%、12 か所減）、私立 487 か所（同 +1.0%、5 か所増）で、総数は 799 か所となっている。

定員は、公立 26,833 人（同△9.8%、2,910 人減）、私立 38,116 人（同△0.8%、309 人減）で、総定員数は 64,949 人となっている。

入所児童数は、公立 19,511 人（同 5.9%、1,232 人減）、私立 35,084 人（同 1.0%、347 人減）で、総児童数は 54,595 人となっている。（表 35 - 1）

2 保育所等在籍（入所）児童の状況

総児童数は、54,595 人で、令和 5 年度に比べて微減した（対前年比 3.0%、1,579 人減）。（表 35 - 2）

3 児童館・放課後児童クラブ

児童健全育成の中核的施設である児童館の設置数については、廃止・休止となる児童館があり、直近の 5 年間では微減傾向にある。（対前年 1 ヶ所減）

放課後児童クラブについては、平成 27 年の児童福祉法の改正で対象児童が小学 6 年生まで拡大されたことなどから、近年増加傾向が続いている。（表 35 - 3）

2 児童手当（統計表 36）

令和 7 年 2 月末の児童手当受給者数は、150,212 人（対前年度比 +21.1%、26,196 人増）、支給対象児童数は、256,414 人（同 +25.8%、52,578 人増）である。（表 36）